

市原園居宅介護支援事業所 運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人昭和村が開設する市原園居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、利用者の意思を尊重し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業所は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4 事業所は、事業の運営に当たっては、市町村、老人福祉法に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第3条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行う。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第4条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した

日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにする。

- 四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努める。
- 五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供する。
- 六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 七 介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
- 八 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。
- 九 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
- 十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。
- 十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- 十三 介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の情報のない限り、次に定めるところに

より行う。

イ 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ロ 少なくとも三月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

十四 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。

イ 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合又は要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合

ロ 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合又は要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合

ハ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

十五 第三号から第十一号までの規定は、第十二号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

十六 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

十七 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

十八 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求める。

十九 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行う。

二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないようにする。

二十一 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は指定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成する。

二十二 介護支援専門員は、平時から以下の項目に於いて医療機関等との連携に努める。

イ 利用者が入院時には、担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供して頂くよう依頼する。

- ロ 利用者が医療系サービスを希望する場合に意見を頂いた主治医に対してもケアプランを交付する。
- ハ 利用者の入退院時における医療機関及び介護保険施設等との情報収集や情報伝達を行う。
- ニ 訪問介護事業者等から伝達された利用者に関する医療的な問題や状態等について、主治医や薬剤師に必要な情報伝達を行う。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 市原園居宅介護支援事業所
- 二 所在地 千葉県市原市万田野 732 番地 6

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(介護支援専門員を配置する)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員 利用者の数が、35又はその端数を増すごとに1名以上とする。
介護支援専門員は、事業所に対する指定居宅介護支援の利用申込者に、居宅サービス計画を作成する。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 原則として、月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第4章 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(指定居宅介護支援の内容及び利用料等)

第8条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料は徴収しない。

- 一 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。
- 二 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が利用者の希望を基盤として作成されたものであること等につき説明を行い、理解を

- 得るものとする。
- 三 利用者の相談を受ける場所は、原則として市原園在宅介護支援センターの介護相談室とする。
 - 四 使用する課題分析票の種類は、包括的自立支援プログラム（三団体ケアプラン研究会方式）を用いる。
 - 五 サービス担当者会議の開催場所は、原則として市原園在宅介護支援センターの介護相談室とする。
 - 六 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接など必要に応じ適宜対応する。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- 一 事業所から、片道おおむね 20 キロメートル未満 500 円
 - 二 事業所から、片道おおむね 20 キロメートル以上 1,000 円
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（受給資格等の確認）

第 9 条 事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

第 5 章 通常の事業の実施地域

（通常の事業の実施地域）

第 10 条 通常の事業の実施地域は、市原市、大多喜町、君津市、木更津市の地域とする。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第 11 条 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

- 2 事業所は、利用者に対してケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが出来ることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが出来ることを説明しなければならない。
- 3 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されたものであること等につき説明を行い、理解を得る。

（提供拒否の禁止）

第 12 条 事業所は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まない。

（サービス提供困難時の対応）

第 13 条 事業所は、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自

ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じる。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第14条 事業所は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその家族状況に関する書類を交付する。

(利用者に関する市町村への通知)

第15条 事業所は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態等の増進をさせたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(運営規程)

第16条 事業所は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程として次に定めるものとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第17条 事業所は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておく。

- 2 事業所は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させる。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。
- 3 事業所は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。

第6章 その他運営に関する重要事項

(設備及び備品等)

第18条 事業所は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備える。

(身分を証する書類の携行)

第19条 事業所は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を

携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導する。

(従業者の健康管理)

第 20 条 事業所は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

(従業者の服務規程)

第 21 条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

- 1 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 2 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。
- 3 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(従業者の質の確保)

第 22 条 事業者は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保する。

(掲示)

第 23 条 事業所は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(個人情報の保護)

第 24 条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 事業所は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

(広告)

第 25 条 事業所は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第 26 条 事業所及び事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によ

るサービスを位置付けるべき旨の指示等を行わない。

- 2 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行わない。
- 3 事業所及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情解決)

第 27 条 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 5 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行う。
- 6 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 7 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第 28 条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(会計の区分)

第 29 条 事業所は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第 30 条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

- 2 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記

録を整備し、その完結の日から二年間保存する。

- 一 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- 二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
 - イ 居宅サービス計画
 - ロ アセスメントの結果の記録
 - ハ サービス担当者会議等の記録
 - ニ モニタリングの結果の記録
- 三 市町村への通知に係る記録
- 四 苦情の内容等の記録
- 五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(業務継続計画の策定)

第31条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は職員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第32条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 4 第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(衛生管理等)

第33条 事業所は、施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 施設において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(就業環境の確保)

第34条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超

えたものにより、職員の就業環境を害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第35条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人昭和村と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

平成19年4月1日 事業所名などの一部改正。

平成19年12月18日 第6条(職員の職種、員数及び職務の内容)の一部改正

平成30年4月1日 医療機関等との連携の強化に伴う一部改正

令和4年12月1日 第9条(受給資格の確認)、第12条(従業者の服務規程)、第13条(従業者の質の確保)、第24条(個人情報保護)、第31条(業務継続計画の策定)、第32条(虐待防止に関する事項)、第33条(衛生管理等)、第34条(就業環境の確保)の追加